

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（6.6.19 公布、同日施行(6.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定する。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき。(他人介護)【上限月額】	172,550円	177,950円	86,280円	88,980円
(2) 親族等による介護を受けたとき。(家族介護)【最低保障月額】	77,890円	81,290円	38,900円	40,600円

2 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。